

2022年9月2日

お客様 各位

東京建物株式会社

不動産の表示に関する公正競争規約の改正に伴うお知らせ

表題の件につきまして、昨日9月1日施行の「不動産の表示に関する公正競争規約」改正により、弊社販売中物件の広告物における駅・各施設までの徒歩分数や電車所要時間等をはじめとした表示を変更しましたのでご案内いたします。

主な改正項目は以下の通りです。

**【駅・生活利便施設等への距離、徒歩所要時間の表示】**

- ①計測の起点が「(変更前)「敷地の出入口」⇒(変更後)「建物(マンションの自動ドア)の出入口」へ変更となりました。ただし、従来から建物の出入口を起点としている物件や再測定後も時間換算(80mを1分で算出、端数切り上げ)の範囲の中で徒歩所要時間が変更とならない物件もあります。
- ②販売対象が複数棟となる物件は、各棟の「建物(マンションの自動ドア)の出入口」が起点となり、各棟で距離や徒歩所要時間が異なる場合は駅や施設まで棟別に表示、または「〇分～〇分(約〇m～〇m)」の最も近い棟から最も遠い棟までの幅のある表示となります。

**【電車等 公共交通機関における所要時間の表示】**

計測時間の原則が「(変更前)乗換時間を含まない日中の時間帯を表示」⇒(変更後)乗換時間を含む朝の通勤ラッシュの時間帯を表示」となります。

以上

各物件の表示につきましては、各物件HPやゲストサロンまでお問い合わせください。